

令和元年6月26日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成30年(ワ)第15112号 第三者異議事件

口頭弁論終結日 平成31年4月24日

判 決

5

原告 [REDACTED]
同訴訟代理人弁護士 金岡 紗矢香

10

被告 [REDACTED]
同代表者取締役 [REDACTED]
同訴訟代理人弁護士 荒井 哲朗

主 文

15

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 東京地方裁判所が本件について平成30年5月16日にした強制執行停止決定（東京地方裁判所平成30年(ワ)第4501号）は、これを取り消す。
- 3 訴訟費用は原告の負担とする。
- 4 この判決は、2項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

20

被告が [A] に対する東京地方裁判所平成29年(ワ)第26502号の執行文の付された判決正本に基づいてした別紙債権目録記載の債権の差押えは、これを許さない。

第2 事案の概要

25

本件は、原告が、被告において原告の子である [A]（以下「[A]」という。）に対する強制執行として [A] 名義の別紙債権目録記載の各預金債権（以下「本件各預金」という。）を差し押さえたことについて、本件各預金が原告に帰属する旨

主張して、上記強制執行の不許を求める第三者異議の事案である。

1 前提事実（当事者間に争いがないか、後掲の証拠及び弁論の全趣旨により認められる事実）

(1) 当事者等

原告は、の母である。

被告は、後記(2)の判決に基づき名義の各債権（本件各預金を含む。）に差押えをした有限会社である。

(2) 被告のに対する訴訟の認容判決と被告による強制執行等

被告は、平成29年8月4日、等を被告とする訴えを東京地方裁判所に提起し、東京地方裁判所は、平成30年3月2日、ほか2名は原告に対し連帯して2億6450万円及びこれに対する年5分の割合による金員を支払うよう命じる旨の判決（以下「別件判決」という。）を言い渡した（東京地方裁判所平成29年(ワ)第26502号）。

被告は、東京地方裁判所に対し、別件判決に基づく債権差押命令を申し立て、東京地方裁判所は、平成30年4月24日、別件判決正本に表示された金員及び執行費用の弁済に充てるため、本件各預金を含む各債権を差し押さえた（以下「本件差押え」という。東京地方裁判所平成30年(ワ)第2930号）。

原告は、本件訴訟を提起し、かつ、強制執行の停止を申し立て（東京地方裁判所平成30年(ワ)第4501号）、東京地方裁判所は、同年5月16日、本件差押えのうち本件各預金に対する部分について、本案判決において、民事執行法第38条4項、37条1項の裁判があるまで、停止する旨の決定をした（以下「本件強制執行停止決定」という。）をした。

（甲1、乙2、5、6）

(3) 名義の各預金債権の存在

本件差押え当時、名義の別紙債権目録記載1の定額貯金債権（以下「本件ゆうちょ定額貯金」という。）、同目録記載2の普通預金債権（以下「本件みずほ

普通預金」という。)及び同目録記載3の定期預金債権(以下、「本件みずほ定期預金」といい、本件みずほ普通預金と併せて「本件各みずほ預金」という。)が存在した(乙11の3及び12)。

2 争点

本件の争点は、本件各預金が原告に帰属するかである。

3 争点に関する当事者の主張の要旨

(1) 原告の主張

次の各事情に照らすと、本件各預金の名義は[A]であるものの、本件各預金が原告に帰属するものであることは明らかである。

ア 原告が、本件各預金に係る口座を開設し、これを管理してきたこと

原告は、本件各預金の開設の際、申込書を自ら記載し、本件各預金に係る口座の印鑑や通帳を原告の口座として管理してきた。原告が本件各預金に係る口座を[A]名義で開設・管理してきたのは、原告名義で口座を管理していた場合、原告の預金が当時の夫である[B](以下「B」という。)に全て引き出されてしまうことをおそれていたためであって、合理的な動機に基づくものである。

原告の本件各預金に関する説明が変遷したのは、本件各預金の開設時期が7年前から20年以上前の出来事であって、記憶があいまいになっていたとしてもやむを得ないものであることからすれば、不合理な変遷であるとはいえない。

イ [A]が管理する口座はいずれも[A]の実印が届出印であること

[A]が管理する口座は、本件各預金に係る口座の届出印と異なり、いずれも[A]の印が実印が届出印とされている。したがって、原告の管理する印鑑が届出印とされている本件各預金に係る口座は、原告の口座である。

(2) 被告の主張

次の各事情等に照らすと、本件各預金が原告に帰属するものとは認められない。

ア 本件ゆうちょ定額貯金について

原告の本件ゆうちょ定額貯金に関する説明は、その開設時期、名義変更の有無

及び届出印について、著しく変遷している。そして、原告の主張する[A]名義の口座の開設理由は、それ自体不合理であるが、これを前提としたとしても、既に本件各みずほ預金がある中で、更に平成23年に本件ゆうちょ定額貯金に係る口座を開設する必要はない。

したがって、本件ゆうちょ定額貯金が原告に帰属するとはいえない。

イ 本件各みずほ預金について

(ア) 原告の本件各みずほ預金に関する説明は、その開設時期及び届出印について合理的な理由もなく変遷しており、客観的な証拠もないから、信用できない。

(イ) 本件みずほ普通預金は、普通預金であり、最高裁平成8年4月26日第二小法
10 廷判決（民集50巻5号1267頁。以下「平成8年判決」という。）が、振込依
頼人と受取人との間に振込みの原因となる法律関係が存在するか否かにかかわ
らず、受取人と銀行との間に振込金額相当の普通預金契約が成立すると判示して
いることからすれば、本件みずほ普通預金への入金が原告によるものであったと
しても、本件みずほ普通預金は口座の名義人である[A]に帰属する。

15 そして、本件みずほ定期預金は、本件みずほ普通預金を原資として積み立てら
れたものであるから、本件みずほ定期預金も[A]に帰属する。

したがって、本件各みずほ預金は、いずれも[A]に帰属する。

第3 争点に対する判断

1 認定事実

20 前記第2の1の前提事実、証拠（甲2, 5, 7, 10, 11, 12～19, 2
8, 乙1, 4, 7, 11, 12, 14, 17, 18 [以上につき、枝番号がある
ものは枝番号を含む。以下同じ。]、証人[A]（以下「証人[A]」という。）、
原告本人。なお、掲記の証拠は後記の認定に反する部分を除く。以下、個々に証
25 拠を掲記する場合も同様である。）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認め
られる。

(1) 原告と[A]の居住場所及び稼働状況等

原告（昭和34年 月 日生まれ）は、Aの母であり、Bとの婚姻期間中、稼働していなかった。

A（平成元年 月 日生まれ）は、平成18年頃から株式会社 を経営するようになり、当初、月収8万円程度であったものの、その後、複数の会社の役員を務めるようになるなどして、年収1000万円程度まで収入が増加するなどしていた。

原告、B及びAは、平成6年から東京都 の居宅で同居していたが、Bは、平成27年4月11日から同居宅を出て別居するようになり、原告とAは、同年5月10日まで同居宅で同居していたが、Aは、同日、東京都 内に転居した。原告は、平成29年6月26日にBと和解離婚し、同年8月31日まで上記 の居宅に居住していたが、同日、東京都 に転居した。

（甲10，11，28，乙1，証人A，原告本人）

(2) 本件各預金の開設とその管理状況等

ア 本件ゆうちょ定額貯金に係る口座は、平成23年12月6日にA（当時22歳）を名義人として開設され、同日、130万8000円の定額貯金がされた。

原告は、現在、本件ゆうちょ定額貯金に係る通帳及びその届出印に類似する印鑑を管理している。

なお、株式会社ゆうちょ銀行（以下「ゆうちょ銀行」という。）では、口座の開設は、原則として名義人本人がその申込みをすることとされ、名義人と同居する配偶者、名義人の親権者や法定代理人であれば、名義人以外の者も口座開設の申込みができるが、名義人本人の本人確認書類に加えて名義人の親権者であることを確認できる本人確認書類の提示が必要とされ、それ以外の家族については、原則として口座開設の申込みをすることができないとされている。

（甲2，16～18，乙7，原告本人）

イ 本件各みずほ預金は、いずれも平成8年1月にA（当時7歳）を名義人とし

月額20万円の支払を受けていたが、それ以降、同年5月14日に6万円、同年10月27日に1万8000円、同年12月に6万円の支払しか受けていないなどと主張していた。

そして、原告は、**B**との間の上記各事件において、原告の財産として本件各預金の存在を主張せず、原告の財産として本件各預金がないことを前提として財産分与を含む和解協議が進められ、原告に本件各預金が帰属しないことを前提とする裁判所和解案の提示を経て、平成29年6月26日、原告と**B**との間で、和解離婚及び**B**の原告に対する解決金の支払等を内容とする和解が成立した。

(甲28, 乙12, 14 [4頁], 17, 18, 原告本人)

2 争点について

原告は、前記第2の3(1)のとおり、本件各預金が原告に帰属する旨主張するが、当裁判所は、本件各預金が原告に帰属するものとは認められないと判断する。

その理由は、次のとおりである。

(1) 本件ゆうちょ定額貯金について

原告は、本件ゆうちょ定額貯金が自己に帰属する旨主張し、原告本人の供述(原告の口座として平成23年12月6日に**A**名義で本件ゆうちょ定額貯金に係る口座を開設して、その通帳及び印鑑を管理していた旨の供述)、証人**A**の証言及び**A**の陳述書(甲26)にはこれに沿う部分がある。

しかしながら、原告の陳述書(甲8・1, 4頁)には、本件ゆうちょ定額貯金を開設した経緯について、当初、昭和55年に原告の名義で開設し、原告の給与口座として利用してきたが、**B**の暴行等がエスカレートし、離婚することが現実味を帯びてきた平成23年12月6日に、原告名義で残っていた同口座を**A**名義に変更することにより、**B**から原告の貯蓄を守ろうとしたなどとして、具体的に記述されているところであって(なお、同陳述書の4頁には、通常貯金の記載があるが、その記号番号は、本件ゆうちょ定額貯金のものであり、本件ゆうちょ定額貯金の誤記であると解される。)、原告の本件ゆうちょ定額貯金に関する

る説明は、その開設時期及び名義変更の有無について、著しく変遷している。そして、仮に、原告本人の供述するように、本件ゆうちょ通常貯金に係る口座開設時に、原告が息子名義で口座開設することを不安に感じていたが、本人確認されることなく上記口座を開設できたことにほっとしたため、ちゃんと記憶しているというのであれば（原告本人・3，4頁），同口座を基礎として開設された本件ゆうちょ定額貯金に係る口座についても、当初から[A]名義であることが記憶に残ると考えられるのであって、上記変遷に合理的な理由があるとは認め難い。

また、原告の本件ゆうちょ定額貯金の原資に関する供述は曖昧なものであって（原告本人19ないし21頁），原告が本件ゆうちょ定額貯金の原資を出捐したことを基礎づける客観的な証拠は提出されていないこと、前記1認定事実によれば、原告は、平成23年当時、稼働していなかった一方で、[A]は、平成23年当時、会社を経営するなど、相当程度の収入を有しており、本件ゆうちょ定額貯金の名義人である[A]がその原資を出捐した可能性も十分に考えられることからすれば、原告が本件ゆうちょ定額貯金の原資を出捐したかについては疑問があるといわざるを得ない。

さらに、原告の本件ゆうちょ定額貯金の届出印に関する説明については、平成30年5月15日付けの陳述書では、原告の実印を届出印とした旨説明し（甲8・4頁），その後、同年5月16日付けの各報告書（甲1・2，1・3）では、「私は以前から「[REDACTED]」の印鑑を2本しか管理していなかったもので、そのどちらかを届出印として登録しているはずであるとの説明に変更したにもかかわらず、平成30年6月25日付けでゆうちょ銀行から本件ゆうちょ定額貯金の印影情報に関する回答（甲17）を受けるや、上記2本の印鑑の他に、他の印鑑（上記ゆうちょ銀行の回答に係る印影に類似する印影の印鑑）も所持し、管理している旨の説明に変更するに至ったのであって（甲16），その説明は著しく変遷している。そして、原告の管理する印鑑の内容及び本数については、上記陳述書等を作成した当時の原告の認識に関する説明であって、本件ゆうちょ定額貯金の開設時期が相当

期間前であることとは関係がないことからすれば、上記各変遷に合理的な理由があるとは認め難い。

以上の諸点に、本件ゆうちょ通常貯金については第三者異議等がされていないこと、本件ゆうちょ定額貯金の名義人は[A]であること、原告は、[B]との離婚訴訟において、自己の財産として本件ゆうちょ定額貯金があることを主張してい

5
なかつたことを併せ考慮すると、原告本人の上記供述部分等は採用することができない。

そして、本件ゆうちょ定額貯金の「定額・定期貯金預入申込書」(甲18の1)の本人確認区分欄には、本人部分ではなく、代理部分に丸が付されていることからすれば、原告が本件ゆうちょ定額貯金の申込みを行った可能性があるが、仮に

10
そうであるとしても、同記載によれば、原告は、[A]の代理人と申告して[A]名義の本件ゆうちょ定額貯金の申込みを行ったことがうかがわれる以上、このことは、本件ゆうちょ定額貯金の原告への帰属を適切に基礎づけるものではない。また、上記のとおり、原告本人の上記供述部分等は採用することができず、原告が

15
本件ゆうちょ定額貯金の届出印に類似する印鑑を管理している旨説明するに至った経緯に照らすと、原告が、本件ゆうちょ定額貯金に係る通帳及び届出印について、その開設から現在に至るまで、継続的に管理していたとは認められない。

そうすると、現在、原告が本件ゆうちょ定額貯金に係る通帳及び届出印に類似する印鑑を管理しているとしても、これをもって本件ゆうちょ定額貯金が原告に

20
帰属するものとは認められず、他に本件ゆうちょ定額貯金が原告に帰属すると認めるに足る証拠はない。なお、[A]名義の口座のうち、みずほ銀行[]支店の口座等について、[A]の実印が届出印とされていることは(甲20, 23, 24)、上記認定判断を左右するものではない。

したがって、原告の前記主張は採用することができない。

25
(2) 本件各みずほ預金について

原告は、本件各みずほ預金が自己に帰属する旨主張し、原告本人の供述 ([B]

が新興宗教への傾倒から生活費をそのまま寄付したこと等があったことから、原告において、Bの更なる引出を防止するため、原告の口座として、Aが8歳の頃、原告の実印ではない印鑑で本件各みずほ預金に係る口座を開設し、その後、生活費を出し入れして使っていた旨の供述)、証人Aの証言及び陳述書(甲26)にはこれに沿う部分がある。

しかしながら、原告の陳述書(甲8・2, 3頁)には、本件各みずほ預金に係る口座を開設した経緯について、Bには結婚前から何をするか分からないという恐怖を感じていたことから、Aの出生(平成元年12月18日)から半年程度経過した頃、Bが原告の口座から勝手に出金することを防止するため、A名義で本件各みずほ預金に係る口座を開設した、自分の財産としてA名義の同口座を貯蓄や日常生活のために利用しようとしていたもので、全て原告の実印で各口座を開設した旨具体的に記述されているところであって、原告本人の上記供述部分等は、口座の開設時期のほか、Bの新興宗教への傾倒を契機とするものか否か、届出印が実印であるか否かという点で、著しく変遷している。そして、相当期間前の出来事であるため、口座開設の詳細な時期に一定程度の記憶違いが生じることはやむを得ないとしても、Bの新興宗教への傾倒は、印象的な出来事である上、原告の陳述書にもBの新興宗教への入会時期が平成5年頃と記載され(甲8・4頁)、本件に先立つ離婚訴訟でも、当事者双方においてBの新興宗教への入会時期等について具体的に主張されていたことからすれば(乙13, 14, 16)、原告がA名義で口座を開設するに至った中心的な理由が、婚姻前から感じていたBへの漠然とした恐怖を理由とするものから、Bの新興宗教への傾倒を理由とするものに変遷していることについては認め難い。

また、仮に、原告が、Aが成人に達した平成20年以降も本件みずほ普通預金の通帳及びキャッシュカードを管理していたのであれば、原告は、同通帳又はキャッシュカードを用いて、本件みずほ普通預金への入金をすれば足りるところ、

前記1認定事実によれば、本件みずほ普通預金には、平成20年以降、定期的に原告の氏名で1万円から数十万円程度の振込入金が行われていたというのであるから、このような入金状況は、原告ではない者による本件みずほ普通預金の通帳及びキャッシュカードの管理をうかがわせるものである。さらに、本件みずほ普通預金には、平成20年7月から、ATMを利用した数十万円から100万円の相当額の入金が多数されており、同入金は、原告が[B]との離婚訴訟において少額の生活費しか支払われなくなったとする平成27年5月以降にも継続しており、具体的には、平成27年5月に50万円、平成27年8月に100万円という相当額の入金が行われていたこと（前記1認定事実、甲14）、原告は、平成20年から[B]との離婚に至るまで、稼働していなかった一方で、[A]は、平成18年頃から会社を経営するようになり、その後、年収1000万円程度まで収入が増加するなどしていたこと（前記1認定事実）、原告は、上記のATMを利用した入金の出金について具体的な説明をしていないことからすると、本件みずほ普通預金の通帳及びキャッシュカードについては、平成20年以降、[A]が管理していた可能性も否定できない。

加えて、本件みずほ普通預金については、平成20年4月から平成25年7月まで、積立預金のための出金を除く出金は、平成21年1月26日及び平成24年2月20日の2回の出金のみであり（甲14）、原告本人の供述するような生活費の出し入れが行われているとはいえない。

以上の諸点に、本件各みずほ預金の名義人は[A]であること、原告は、[B]との離婚訴訟において、自己の財産として本件各みずほ預金があることを主張していなかったことを併せ考慮すると、原告本人の上記供述部分等は直ちに採用することができない。

そして、[A]の母である原告が平成8年に[A]名義で本件各みずほ預金に係る口座の開設を行ったことは、当時、[A]が小学生であったことからすれば、本件各みずほ預金が原告に帰属することを適切に基礎づけるものではなく、また、

本件みずほ普通預金のATMを利用した出金が東京都■■■■周辺でされていることも、原告と[A]が平成27年5月10日まで同居しており、同日以降も[A]が東京都内に居住していたことからすれば（前記1認定事実）、本件みずほ普通預金が原告に帰属することを適切に基礎づけるものではない。

5 そうすると、これらの各事実をもって、本件各みずほ預金が原告に帰属すると認めることはできず、他に本件各みずほ預金が原告に帰属することを認めるに足りる的確な証拠はない。[A]名義の口座のうち、みずほ銀行■■■■支店の口座等について、[A]の実印が届出印とされていることは（甲20、23、24）、上記認定判断を左右するものではない。

10 したがって、原告の前記主張は採用することができない。

なお、被告は、平成8年判決を根拠として、本件みずほ普通預金の名義人が[A] ■■■■であるから、本件みずほ普通預金が名義人である[A]に帰属する旨主張するが、平成8年判決は、振込依頼人と受取人との間に振込みの原因となる法律関係が存在しない場合における振込みに係る普通預金契約の成否が争われた事案において、振込依頼人から受取人の銀行の普通預金口座に振込があったときは、両者の間に振込みの原因となる法律関係が存在するか否かにかかわらず、受取人と銀行との間に振込金額相当の普通預金契約が成立する旨判示したものであるから、本件と事案を異にし、本件に適切でない。

第4 結論

20 以上によれば、原告の請求は理由がないから棄却すべきであり、また、民事執行法38条4項、37条1項により、本件強制執行停止決定を取り消すとともに、仮執行の宣言をすべきである。

よって、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第4部

裁判官

大原 哲治 

(別紙)

債 権 目 録

1 株式会社ゆうちょ銀行

5

記号

口座番号

定額貯金債権

被差押金額 130万8000円

10

2 株式会社みずほ銀行

支店

普通預金債権

口座番号

被差押金額 868万7966円

15

3 株式会社みずほ銀行

支店

定期預金債権

口座番号

20

被差押金額 287万4576円

以 上

これは正本である。

令和元年6月26日

東京地方裁判所民事第4部

裁判所書記官 増井俊満